

## センターでは、きれいサロンや各種講座を随時開催しております。

### パソコンお仕事準備講座 後期(9月6, 13, 21日)

主にワード、エクセル、情報セキュリティを学び、P検3級取得を目指す前期講座に続き、後編は「ビジネスに使えるスキルあれこれ」をテーマに3日間で計6講座を開催しました。

子育てをしながらスキルアップを図ろうとする受講生もおり、実践的に学ぶ以外にも最近の仕事事情についての情報など、興味深く聞き入っていました。

保育付きであることや、ニーズやスキルに合わせた講座を単発で選択することができるなど、ピンポイントに学びたい方にも好評な講座となりました。



### ビジネスメイク講座 (9月28日)

子育てに区切りがいたら働きたいと思っている30～40代の方が多く参加され、ビジネスシーンを想定した具体的なメイク術に、受講後は働く意欲がより強くなったという感想を持たれた方が多くいらっしゃいました。



また、メイク講座を受講したい。

自分がモデルになってメイク指導を受けることはなかなかないので、とても参考になりました。

### 人との関係を豊かにするコミュニケーション

(10月26日)

講師の田口乙代先生は産業カウンセラーとして活躍中で、今回の講座は「怒りの感情との付き合い方」をテーマにグループワークを中心に行われました。

受講者は、怒りの感情の背景に一人ひとりの価値観の違いがあり、その違いを認め合うことが大事だと気づいたようです。



# 特集：女性活躍推進法

日本は少子・高齢化の急速な進展により、人口減少の局面に入っています。将来の労働力不足が心配される中で、日本の経済成長を支えるためには、女性の潜在力を開放する必要もあるといわれています。しかし、現状をみると、働きたい女性が働き続け、その能力を発揮できる労働環境が十分整っているとは言えません。女性の活躍、あるいは多様性こそが社会を強靱にし、経済成長につながっていくという考えのもとに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。)が制定され、企業を巻き込んだ働き方改革が進められています。今回は、女性の活躍推進について取り上げます。

## 女性活躍推進法は、働く女性と働こうとするすべての女性を応援

女性活躍推進法は、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとする全ての女性を対象としています。そして、女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体及び、301 人以上の大企業には次のことが義務付けられています。

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
- (3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表(300人以下の中小企業は努力義務)

出典：内閣府男女共同参画局女性活躍推進法「見える化」サイト・厚生労働省女性活躍推進法特集ページ

## えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づき行動計画を策定した事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組・実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定マークを「えるぼし」といいます。5つの評価項目があり①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースのうち、満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まります。えるぼし認定を受けることによって、国や地方公共団体との契約の際、加点評価されます。

※ 認定基準の詳細については、以下の URL を参照してください。

(厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



出典：厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ

## トピックス

鎌ヶ谷市は、公務員(市町村)の管理職に占める女性の割合が県内トップレベルです!!

## すべての女性が輝く社会づくり本部



様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分発揮され、我が国社会の活性化につなげるため、安倍総理を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置（平成26年10月3日閣議決定）されました。毎年6月をめどに「女性活躍加速のための重点方針」を決定し、各府省の概算要求への反映を図っています。

### 女性の活躍加速のための重点方針 2017

#### I あらゆる分野における女性の活躍

- 女性活躍に資する働き方改革の推進  
長時間労働の是正、同一労働 同一賃金等
- 男性の暮らし方・意識の変革  
男性の育児休業、「男の産休」等
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成  
「見える化」の徹底・活用の促進、地域女性活躍推進交付金の効果的な活用、女性アスリートの活躍の推進等

#### II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶  
ワンストップ支援センター、若年層を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組等
- 女性活躍のための安全・安心への支援  
ひとり親家庭等への支援
- 生涯を通じた女性の健康支援の強化  
女性の健康増進等

#### III 女性活躍のための基盤整備

- 子育て、介護基盤の整備  
待機児童の解消や介護離職ゼロ、多様な保育の受け皿等
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備  
マイナンバーカード、パスポート等における旧姓併記、銀行口座等における旧姓使用の拡大等

出典：

内閣府男女共同参画局女性活躍推進法「見える化」サイト、平成29年版男女共同参画白書を参考に作成

### 女性活躍推進関連サイト&トピックス

#### ○女性応援ポータルサイト <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/>

子育て・介護、仕事、地域・起業、健康、安全・安心、情報・連携の分野別情報を掲載

#### ○理工チャレンジ（リコチャレ） <http://www.gender.go.jp/c-challenge/>

理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生の皆さんが、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するサイト。「リコチャレ応援団体」やイベント情報、先輩からのメッセージなども掲載

#### ○農業女子プロジェクト <http://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyoujyoshi/>

女性農業者が培った知恵を生かした商品やサービスなどの情報を発信し、農業で活躍する女性の姿を伝える取組み。農業女子宣言や農業女子解体新書（アンケート）などユニークな取組も掲載

#### ○ひとつ「働き方」を変えてみよう！ カエル！ ジャパン <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>

仕事と生活（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、国や地方公共団体、企業・民間団体の取組などを掲載

#### ○「おとう飯」始めようキャンペーン <http://www.gender.go.jp/public/otouhan/index.html>

子育て世代の父親の料理への参画促進を目的としたキャンペーン。おとう飯レシピやイベント、おとう飯サポーターなども紹介

#### ○女性の活躍・両立支援総合サイト <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

両立支援のひろば、女性の活躍推進企業、Positive Action など、仕事と家庭の両立に役立つ情報を掲載



# 男女共同参画推進センターこれからの予定

11月19日(日) きらりサロン③(講座) 渡邊大地流「夫婦力がUPする」

12月10日(日) ヒューマンフェスタかまがや 2017  
中学生による人権作文朗読&映画上映「毎日かあさん」

1月28日(日) 男女きらりフェスタ 男女共同参画団体や市民活動団体による楽しい企画がいっぱい!

2月4日(日) 市民企画セミナー 講師 明石要一先生  
「今のこどもが見えてますか?~こどもは社会を映す鏡です~」

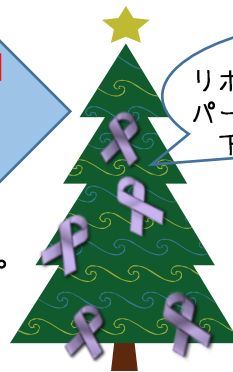


詳細は市広報またはセンターHPでお知らせします。お楽しみに!!



女性への暴力をなくす運動 11月12日~11月25日  
ご存じですか? **パープルリボン**

パープルリボンは女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。  
ツリー設置期間: 11月1日~11月30日  
場所: 鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター



リボンをツリーに飾りましょう!  
パープルリボン運動に是非ご参加下さい!



## ひとりで悩まないで相談を!

### ◆ 身近な相談窓口

窓口	電話番号	受付時間
鎌ヶ谷市女性のための相談 (面接相談は要予約)	047-445-1277	月~金 8:30~17:15
千葉県女性サポートセンター	043-206-8002	24時間 365日
千葉県男女共同参画センター	04-7140-8605	火~日 9:30~16:00
習志野健康福祉センター	047-475-5966	月~金 9:00~17:00
千葉県警察本部相談サポート コーナー	043-227-9110	月~金 8:30~17:15
女性の人権ホットライン	0570-070-810	月~金 8:30~17:15

### 女性のための相談

専門の女性相談員がDVをはじめ、女性が抱える様々な問題について面接による相談をお受けします。安心してご相談下さい。  
相談日: 原則毎週水曜日  
相談時間: 9:30~14:20

緊急時は110番へ。鎌ヶ谷警察署生活安全課でも相談できます。

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター (鎌ヶ谷市富岡 1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷 3階)

TEL: 047(401)0891 FAX: 047(401)0892

Web: [http://www.city.kamagaya.chiba.jp/danjo\\_center/](http://www.city.kamagaya.chiba.jp/danjo_center/)

開所時間 午前9時~午後5時(ミーティングテーブルの利用は午後9時まで) 施設休所日を除く毎日